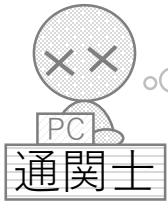


その**通関業務量**大丈夫？適正な人員配置を

注 恒常的に通関士・従業者が残業している

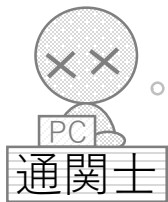


暫 8 も評価申告も多いな～
今日も残業か…

通関士・従業者の人数に比べて通関業務の種類や量が多くないですか？

税関

注 営業所に通関士が1人しかいない（兼任通関士もいない）



今日ちょっと体調悪いんだけど、
申告の予定があるから休めないな～

通関士1名体制だとダメということではありませんが、通関営業所として通関業務を適正に遂行できますか？

税関

通関業法第5条：財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

同条第2号：許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする**通関業務を適正に遂行することができる能力を有し**、かつ、十分な社会的信用を有すること

通関業法基本通達5-2（2）：「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の各号に該当するような場合をいう。（イ～ハ略）

ニ 通関業務の種類及び量並びに通関士及びその他の通関業務の従業者の通関業務経験年数に照らし、**通関士及びその他の通関業務の従業者の配置が適切に行われている**こと

